

堀川南光風苑(介護予防)通所介護サービス・総合支援事業利用料金表

H29.4.1～

(通称 ひだまり)

単位:円

		9～7時間	7～5時間	5～3時間	3～2時間
基本料金	要介護 1	1,002	880	574	361
	要介護 2	1,111	974	631	398
	要介護 3	1,219	1,068	690	434
	要介護 4	1,329	1,162	747	471
	要介護 5	1,438	1,257	805	507
	要支援 1	866	762	501	316
	要支援 2	968	850	555	350
共通加算・減算	口腔機能向上加算	153	口腔機能の低下している者等に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算(介護予防については月額料金)		
	個別機能訓練加算	27	1日120分以上、専ら機能訓練指導の職務に従事する機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し実施した場合		
	入浴介助加算	51	入浴介助を行った場合		
	時間延長サービス加算	51	9時間を超え10時間までの延長サービスを行った場合		
		102	10時間を超え11時間までの延長サービスを行った場合		
		153	11時間を超え12時間までの延長サービスを行った場合		
	若年性認知症利用者受入加算	61	若年性認知症の利用者を対象に高齢者とはサービス提供単位を区分けして利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合		
	サービス提供体制強化加算 I イ	18	事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が100分の50以上の場合		
送迎減算	△ 48	居宅と事業所間の送迎を行わない場合(片道)			
介護職処遇改善加算(I)		介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に10.4%を乗じた額			

* 中山間地加算:当事業所の通常の実施区域を越えてサービスを提供する場合、所定の利用料に5%が加算されます。

* 上記料金には、富山市の地域単価10.17乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。

* 自己負担の割合が2割の方は上記金額に2を乗じた金額となります。

☆食費 (材料費+調理費)

普通食 1食 580円

療養食 1食 630円

*10時以降のキャンセルは食費を負担願います

☆その他

ケアプランを伴わない時間延長1時間単位で500円

オムツ等を、センターで用意した場合は実費

☆キャンセル料(当日)

1,000円 但し体調不良の場合を除く

※介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が高額介護サービス費として支給されます。介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。